



# AED(自動体外式除細動器)貸出の流れ

心室細動(心臓が小刻みに震え血液を全身に送れない状態)に陥った際の救命救急活動に備えるため、市民の皆様が参加する行事などにAEDを無料で貸し出します。

(貸出目的:救命救急活動に備える・AEDの普及啓発・市民の健康と安全の確保)

●AEDは、操作方法を音声でガイドしてくれるため、簡単に使用することができます。

## 行事等の主催者

### 【貸出条件】

- 多数の市民(概ね10人以上)が参加し開催される行事等の主催者であること。
- 営利目的に使用しないこと。
- 行事開催中、医師等の医療従事者やAEDを使用した救命講習を修了した方が会場にいること。



## AED申請書等の提出

AED借用申請書(様式第1号)により健康政策課に申請。

- ・AEDに係る救命講習の修了証等の写しを添付

貸出を受けようとする日の2週間前まで



## AED貸出可否決定通知書

申請者に通知します。

## AED受け渡し

貸出日時に健康政策課窓口にて受け取りに来てください。



## AED返却・報告

使用者はAEDを点検・確認し返却期日までに健康政策課に返却してください。

AED使用実績報告書(様式第3号)により使用状況を報告。

貸出は原則1台、期間は最長7日間

問合せ先: 大田原市健康政策課健康政策係 TEL23-8704